

移動支援サービス事業

(田村市訪問型サービスD事業)

車や自転車移動
ができなくなっ
て、家に閉じこも
りがちなあ。

自分で運動サロンに行っ
てたけど、移動手段がな
くなっていけない。近く
だからわざわざタクシー
を頼むのもな…何回も知
り合いに頼むのもな…

外出ついでに買
い物に行きたい
けど、重い荷物を
持って歩けない。

木戸前まで歩けなく
なった。らくらくタ
クシーを使ってたけ
ど乗れなくなった。



「移動の足があれば、自立生活を続け元気に暮らし続けられる」方のお手伝いをします！



◇移動支援サービスって？

家に閉じこもりがちな高齢者等の外出機会を確保し、社会参加や生活機能の向上を図り、自立した生活を送ることができるよう、地域のボランティアが応援します。

◇行先・支援の内容は？

①地域の運動サロン ②短期集中予防サービス(通所C) ③住民主体の交流の場(通所B) ④病院 ⑤買い物店舗 ⑥多様な通いの場(要相談)への移動支援(送迎・送迎前後の付添)を、講習を受けた隣隣サポーター(地域のボランティア)が行います。

◇利用できる人は？

①要支援1・2と判定された方 ②事業対象者(生活機能の低下がみられる方) ③要支援者等の時から継続して住民主体によるサービスを利用する要介護者
※身体介護は行いません。

◇利用料金等は？

1日1往復、月10回まで利用できます。
ボランティアと利用者のお互いさまの活動として、ガソリン代などの利用料がかかりません。

【相談先】

田村市地域包括支援センター〈滝根・大越・都路・常葉地域の方〉 ☎68-3737

田村市ふねひき地域包括支援センター〈船引地域の方〉 ☎73-8762

田村市高齢福祉課 ☎82-1115

移動支援サービス事業 利用の流れ

①相談・提案・サービス申込

生活の移動の足に課題がある方に、ケアマネジャーが移動支援の利用を提案します。利用を決めたら、サービス利用の申し込みをします。

②アセスメント・ケアプラン作成(元気になるための「道しるべ」)

「運動サロンに行く移動手段がない」などの生活の足の課題を確認します。また、少しの距離なら歩けるなどの「できること」や通いの場に行って運動やみんなの顔を見たいなど「やりたいこと」も伺い、元気な生活が続けられるような方法を一緒に考えます。また、事前にご自身の状態の聞き取りを行います。

③サービス担当者会議(支援チームで目標の確認)

本人・家族のほか、この事業では、ボランティアなど支援に関わる人たちが集まり、ケアプランの目標やそれぞれの役割などを共有します。

④サービスの利用開始

サービスの計画に合わせ、ボランティアが指定の時間に利用者宅または行先からの帰りにマイカーで迎えに行きます。出発前に行先に間違いがないか確認をします。

⑤効果の確認

定期的に、移動支援事業によって「できるようになったこと」やご自身の状態の変化を確認します。必要があれば目標や計画の変更を行います。

☆この事業は、道路運送法上の「許可・登録を要しない輸送」形態で実施します。
☆ボランティアの方は、安全な送迎に必要な講習を受講しています。
☆ボランティアの方は、支え合いの心で活動しています。決められた範囲での活動になることを、あらかじめご了承ください。